

令和7年度 はたけまるごと活用産地形成事業 募 集 案 内

本事業における事業実施の手続き等については、はたけまるごと活用産地形成事業実施要領及びはたけまるごと活用産地形成事業費補助金交付要綱に定めています。

1 事業目的

本事業は、地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、規格外品の利活用、貯蔵時の廃棄ロス削減及び流通の効率化等により、収穫物を最大限に活用して収益性の高いサプライチェーンを構築する取組を通じて、競争力の高い園芸産地を形成することを支援するため、必要な機械・施設等の整備に要する経費を支援するものです。

2 事業概要

(1) 事業実施主体

- ・生産組織（農業法人、3戸以上の農家で組織される組織等）
- ・農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部
- ・実需者（小売、食品製造業者等）及び流通業者（市場、卸売業者等）

※中小企業基本法〔昭和38年法律第154号〕第2条に規定する中小企業者で、いわゆる「みなし大企業」を除く。

(2) 事業内容

補助対象となる取組は、県の認定を受けたはたけまるごと活用産地計画（以下、「産地計画」という。下記4の項目を参照）を遂行するために必要な機械及び施設の整備等で、補助対象経費、補助率及び補助上限は次のとおりです。

【体制整備費】

補助率：1／2以内

補助上限：グループ当たり3,000万円

補助対象経費

- ・栽培管理及び収穫物の選別・調製・集出荷、鮮度保持に必要な機械及び施設
- ・生産物の洗浄、加工及び包装等の効率化に必要な機械及び施設
- ・収穫物の管理・流通の合理化及び効率化に必要な機械、システム
- ・暗渠設置費、土壌改良費（いずれも面積拡大分に限る）

※土地の取得経費及び造成経費、一式の購入額が10万円未満の機械等、施設・機械の単純更新及び補修は対象外となります。

※加工や貯蔵等に要する施設整備や機器導入を行う場合は、産地計画の目標年度において、当該施設及び機器で処理・保管される生産物の半分以上が県産品となる必要があります。

※消費税は対象外となります。

(3) 事業実施期間

交付決定日から事業年度の3月4日までとなります。原則として翌年度への繰越しはできません。また、事業の着手（機器・機械等の入札を含む）は、補助金の交付決定後に行うことになります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で必要な場合に限り、補助金交付決定前着手届を提出した上で、交付決定前の着手が可能です（事前に県と協議願います）。

3 募集期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月25日（金）までとします。

※書類に不備があった場合には、当該不備の修正が完了した時点での受理となりますので、事前に御相談願います。

※予算に残額がある場合は、令和7年5月から各月第3金曜日を期限として再募集を実施し、予算額に達した時点で通知なく募集を締め切ります（ホームページで募集状況を公開します）。

4 はたけまると活用産地計画

本事業への申請にあたっては、生産組織、販売流通事業者、関係機関を構成員としたグループで本計画を策定し、知事の認定を受ける必要があります。

（1）内容

収益向上と生産販売の拡大を目指すグループ全体の取組と、グループの構成員による施設、機械等の整備計画等について、最長2か年分記載するものです。

（2）計画策定主体

産地計画を策定するグループは、以下の要件を全て満たす必要があります。

イ ①～③に該当する者を全て含むこと。

① 農業法人又は3戸以上の農家が組織する生産部会等の団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるもの

② 小売、食品製造業者、市場、卸売業者等の花き・青果流通に関わる事業者

③ 県、農業協同組合、市町村等の関係機関

ロ 産地計画の作成、事業の進捗管理、産地計画の申請及び遂行状況報告等の事務手続きを円滑に進めるため、グループの構成員からこれらを一元的に管理する申請代表者が選定されていること。

（3）産地計画の主な要件

イ 目標年度（最長3年後までの範囲で申請者が設定）の生産量及び販売金額（加工品を含まない）が、基準年度と比較して110%以上となり、かつ販売金額が1,000万円以上増加すること。

ロ 事業実施期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること。

ハ 目標年度における農業生産の収益（販売金額から人件費や機械代を含む経費を差し引いたもの。但し、交付金等、販売以外で得られる収入は含まない）が、①基準年度と比較して110%以上であり、かつ、②10aあたり概ね30,000円を超える計画であること。ただし、基準年度において、既に上記②を達成している場合は、①のみ達成する計画であること。

5 産地計画の申請

産地計画の認定等については、はたけまると活用産地計画の認定等に関する取扱要領にて定めており、申請手続きは以下のとおりです。

（1）申請書類

イ はたけまると活用産地計画認定申請書（別記様式第1号）

- ロ はたけまるごと活用産地計画書（別紙１）
- ハ 暴力団排除に関する誓約書（別紙２）
- ニ 推進体制が分かる資料（役割等を記載した相関図など）
- ホ 過去３か年の財務諸表等、法人や組織の経営状態が分かる資料（構成員全てより提出）
 - ※必要に応じて、事業内容のヒアリング又は追加説明資料の提出を求めることがあります。
 - ※申請書類や追加説明資料は審査のためだけに使用します。
 - ※申請書類は返却しません。

（２）申請書類の提出先

園芸推進課流通ビジネス班宛てに電子メールで提出してください（申請書への押印は不要です）。

提出先：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

なお、やむを得ず書面で提出をする場合は、事前に県に御相談ください。

また、計画の作成及び申請に当たっては、グループ構成員の間で十分調整してください。

６ 産地計画の審査及び結果の通知

（１）審査方法

申請書類に基づき県農政部内の審査会で審査を行い、計画を認定します。

なお、申請者には、審査委員会で１０分～１５分程度、産地計画の内容を説明していただく場合があります（審査会の日程等については、別途通知します。）。

（２）審査のポイント

計画の内容、実施方法の妥当性、事業の効果及び行政施策等との関連性等を勘案して、総合的に審査を行います。

（３）審査結果の通知

審査の終了後、速やかに申請者に対して結果を通知します。本通知は、産地計画が採択となった旨をお知らせするものであり、各事業実施主体の実施計画及び補助金の交付については、別途、必要な手続を経て承認、決定されることになります。

なお、審査の経過及び結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

７ はたけまるごと活用産地形成事業への応募

（１）事業実施計画の申請

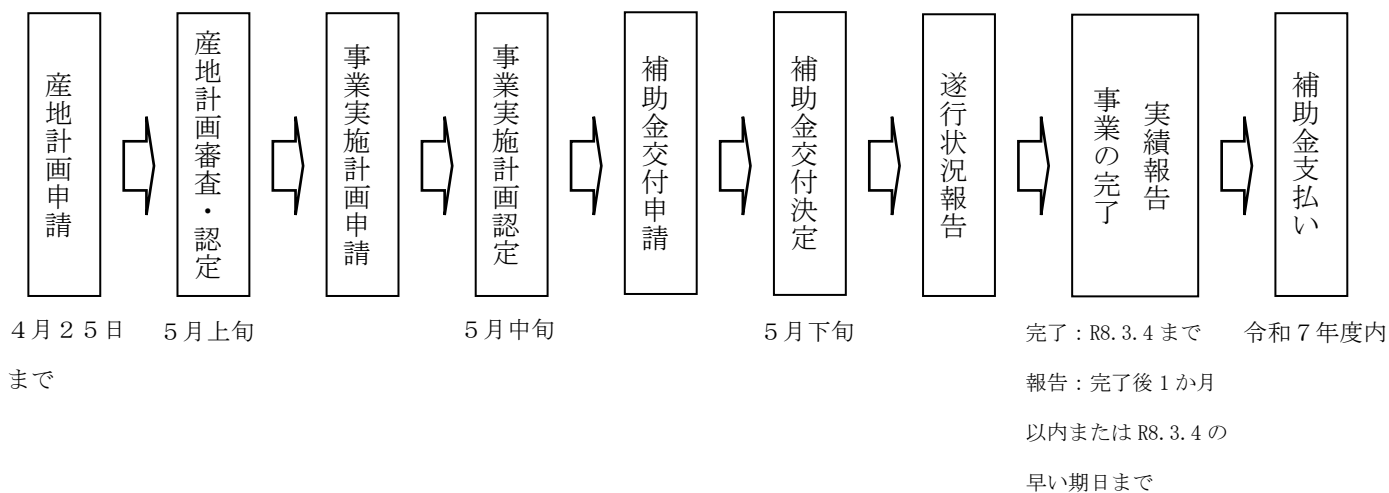
産地計画の認定を受けたグループの構成員である事業実施主体には、県が指定した期日までに、令和７年度事業実施計画等の必要書類を提出していただきます。

その後、県で審査を行い、適正であると認められるときは、計画承認を通知します。

（２）補助金交付申請

事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、はたけまるごと活用産地形成事業費補助金の交付を申請することができます。

8 事業実施スケジュール（予定）について



9 申請様式等

申請に必要な様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/marugoto.html>

10 本事業に関する問合せ先

宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班

TEL022-211-2337 FAX022-211-2849

E-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp